

週刊 税のしるべ

第3609号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2024年

主な記事

- ふるさと納税、ポイント付与禁止へ 2面
- 特定の事業用資産の買換え特例で新たな届出 2面
- 6年度改正に伴い法基通等を改正 3面
- 会社標本調査、利益計上法人が2年連続増加 4面

フリーマアプリ等による仕入れに係る古物商等特例などの適用関係を示す

インボイス制度 多く寄せられる質問更新

国税庁は6月26日、インボイス制度に関して多く寄せられる質問を更新した。「フリーマアプリ等により商品を買入れた場合の仕入税額控除」の1問が追加され、フリーマアプリ等による仕入れに係る古物商等特例といわゆる80%・50%経過措置の適用関係が示されている。古物商がフリーマアプリ等で商品を買入れた場合、仕入先がインボイス発行事業者以外であれば、古物商等特例の適用は可能とした上で、対価の総額が1万円未満であれば匿名で取引が行われていても古物商等特例の適用は可能だが、1万円以上の場合は、相手方の住所や氏名などの確認を行う必要があるとしている。古物商以外の者がフリーマアプリ等で商品を買入れた場合には、80%・50%経過措置の適用は可能としている。なお、同経過措置に関する回答は次週号で紹介する。

古物商以外の者の適用関係も

インボイス制度において、古物営業法上の1万円以上の場合は、許可を受けて古物営業を営む古物商が、インボイス発行事業者以外から古物(準古物を含む)を買入れた場合、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる(古物商等特例)。古物営業法上、原則として、商品を買入れたフリーマーケットアプリ

古物商等特例及び80%・50%経過措置の適用関係

本人確認	住所・氏名・年齢・職業・把握可能	古物商による仕入れ※1				古物商以外の事業者による仕入れ(古物営業外)
		古物		準古物		
		1万円以上	1万円未満※2	1万円以上	1万円未満	
住所・氏名・年齢・職業・把握可能	古物商等特例適用可能	古物商等特例適用可能	古物商等特例適用可能	古物商等特例適用可能	80%・50%経過措置	
住所・氏名・年齢・職業・把握不能	※3	古物商等特例適用可能	80%・50%経過措置	古物商等特例適用可能	80%・50%経過措置	

※1 インボイス発行事業者以外から行った棚卸資産としての仕入れに限る。
 ※2 自動二輪車、家庭用コンピュータゲーム、CD・DVD、書籍の買い受けなど、1万円未満であっても、古物営業法上、相手方の本人確認や帳簿への記載義務が生じる物以外の物に限る。
 ※3 古物営業法上、古物台帳に住所、氏名、職業及び年齢を記載する義務が生じることから、それらの情報が把握できない場合は想定されない。

なお、このインボイス発行事業者以外の者は、インボイス発行事業者以外の場合、インボイス番号を教えてください。連絡がない場合は、消費者としての譲渡と考えるさせていただきます」と確認を行った上で、何らの連絡がない場合には、仕入先をインボイス発行事業者以外の者と取り扱って差し支えないとしている。

この点、メッセージ機能等により「インボイス発行事業者としての譲渡である場合は登録番号を教えてください。連絡がない場合は、消費者としての譲渡と考えるさせていただきます」と確認を行った上で、何らの連絡がない場合には、仕入先をインボイス発行事業者以外の者と取り扱って差し支えないとしている。

相続時精算課税の災害特例で質疑応答事例

計24問 承認申請書の記載例も

相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する質疑応答事例について(情報)を公表した。令和5年度税制改正で創設された同特例に関する質疑応答事例を取りまとめたもの。合計24

の問い・答えと、建物出期限までに災害による土地が被災により被る場合、一定の被害を受けた土地が被災した場合、所轄税務署長の承認を受けたとき、その相続税の課税額は、その相続税の課税額への加算の基礎となるその土地等の価額を、贈与時の価額から被災価額を控除した残額とすることができ

国税庁長官に奥氏

財務省は6月28日、住澤整国税庁長官の後任に、奥達雄理財局長人事を発表した。

任に、奥達雄理財局長人事を発表した。青木孝徳主税局長は留任する。近く発令する。事務次官には主計局長の

もの。6年1月1日以後に被害を受けた場合から適用されている。質疑応答事例では、災害発生日における建物の想定上の価額である「想定価額」の計算や被災価額・被災割合の計算のしかたなどについて解説している。

新川浩嗣氏が就く。奥達雄(おく・たつお)新国税庁長官の略歴。平成2年現財務省入省。8年近江八幡税務署長。30年主計局総務課長。令和3年主計局次長。5年理財局長。



財務省は6月28日、住澤整国税庁長官の後任に、奥達雄理財局長人事を発表した。青木孝徳主税局長は留任する。近く発令する。事務次官には主計局長の

今の顧問報酬は適正額ですか?

タイムチャージ

顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月 (5名様より)

SOUCHI 創知株式会社

www.souchi.jp

●信頼いただける財協の税務関係図書●

馬場光徳 編 ▼B5判・900頁・定価3740円(税込)

令和6年版 関税法人税

●法人税に関する基本的事項を図表やフローチャートを多用して体系的に解説。今回の改訂に当たっては、賃上げ促進税制、交際費等の損金不算入制度及び中小企業事業再編投資損失準備金制度等の見直し並びに特許権等の譲渡による所得の課税の特例(インベシジョンボックス税制)や戦略分野国内生産促進税制の創設等といった令和6年度税制改正を織り込み更に内容を充実。

濱田正義 編 ▼B5判・720頁・定価3520円(税込)

令和6年版 関解消費税

●プラットフォーム課税の創設、特定新規設立法人の納税義務の免除の特例における判定対象者に係る金額基準の見直し、金地金等を取引した場合の事業者免税点制度等の制限、国外事業者における事業者免税点制度の特例等の見直しなど、令和6年度税制改正に加え、消費税法基本通達、消費税経理通達を始めとしたインボイス制度の施行に伴う見直しを踏まえた最新版。

植松香一 著 ▼B5判・800頁・定価3960円(税込)

令和6年版 法人税等調査と修正申告(更正)の実務

●法人税等調査及び修正申告(更正)の実務について分かりやすく解説。

松本好正 著 ▼A5判・240頁・定価2420円(税込)

マンション評価の新たな手法

居住用区分所有財産の評価の実務

●新通達で変わるマンションの相続税評価の実務について事例形式で解説。

武田恒男・宮川博行 編著/米山英一・名取和彦 著 ▼B5判・360頁・定価2970円(税込)

令和6年版 消費税率判定軽減税率判定早見表

●取引を勘定科目別に区分し、課税判定及び軽減税率対象品目を二目で解決。

野川悟志・互井敏勝・手嶋浩明・山宅孝道・山端美徳 共著 ▼A5判・140頁・定価1210円(税込)

税率・控除額・適用期間等の推移がひと目でわかる!!

令和6年版 税制改正経過一覽ハンドブック

●過去数年間の改正経過を取りまとめ、実務に資することを目的に編集。

鳴島安雄 編著/深澤英雄・宮川博行・原武彦・近藤隆志・佐藤繁・林浩二 著 ▼A5判・500頁・定価2200円(税込)

令和6年版 税務必携 タックスファイル

●実務に役立つ持ち運びに便利なコンパクトな税務ガイドブック。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
 TEL:03(3829)4141 FAX:03(3829)4001
 国税速報センター(二税のしるべ電子版)アクセスは、
 次のアドレスで! https://www.zaikyo.or.jp

【大蔵財務協会 オンラインブックショップ】

適用には事前の届出が必要

特定の事業用資産の買換え特例 同一年中に譲渡と取得

国税庁は6月18日、令和5年度税制改正により、特定の事業用資産の買換えの特例の適用において、同一年中に譲渡資産の譲渡と買換え資産の取得をした場合、事前に届出が必要になることをお知らせするリーフレットを公表した。この新たな届出の提出期限は、譲渡の日(先行取得の場合)は取得の日)によって異なるので注意したい。6年4月1日以後に譲渡と取得の両方をする場合が対象となるため、この届出の最初の提出期限は8月末日となるが、今年と同日

同一年中に譲渡資産の譲渡と買換え資産の取得をした場合の提出期限等

譲渡の日 (先行取得の場合 は取得の日)	提出期限
1月1日から 3月31日まで	5月末日
4月1日から 6月30日まで	8月末日
7月1日から 9月30日まで	11月末日
10月1日から 12月31日まで	翌年2月末日

※提出期限が土・日曜・祝日等に当た
る場合は、これらの日の翌日が期限。

が土曜日のため、9月2日となる。この届出は、同一年中に譲渡資産の譲渡と買換え資産の取得をした場合に、特定の事業用資産の買換えの特例の適用を受ける予定の者が提出する。6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡を

し、かつ、6年3月31日以前に買換え資産の取得をした者は届出書の提出は不要となる。提出する届出書は「特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書」で、所得税の納税地の所轄税務署長に提出する。提出期限は、届け出ようとする資産の譲渡の日(同日前に買換え資産の取得(建設・製作を含む)をした場合(先行取得の場合)には、その資産の取得の日)を含む3月期間の末日の翌日から2か月以内となっている(表参照)。

フリーダイヤルの税務相談を開設

日税連 能登半島地震の被災者対象に

日本税理士会連合会(太田直樹会長)は6月25日から、令和6年能登半島地震により被災した人を対象に、7

年内に届出書の提出がない場合は、同特例の適用を受けることができないとして、注意を呼びかけている。

なお、同届出書を提出した場合でも、譲渡資産の譲渡と買換え資産の取得を同一年中に履行に関する届出」となっている。

事前に相談内容を「事前相談受付フォーム」に記載の上で申し込みをすれば、翌週の受付日時のうち、希望する日に相談員から折り返し連絡するとしている。これにより、よりスムーズに相談に応じることが可能になるとして、日税連では事前申込みを呼び掛けている。

詳しくは日税連のホームページで。

松本総務相が発表、7年10月から

発表された措置により、寄附者が仲介事業体からポイント等を受け取ることはできなく

なる見込み。ふるさと納税の対象となる自治体の指定基準である告示とQ&Aを改正して

ふるさと納税は、その寄附額が4年度実績で9654億円となり、今夏にも発表される5年度の実績は初の1兆円超えとなる計算

きょう11時から路線価図等を公開 国税庁

6年能登半島地震に係る「特定非常災害の発生直後の価額」(相続税・贈与税関係)を求めるときの「調整率」も同時に公開する。

なお、「税のしるべ」本紙では、次週の7月8日号において、それらの内容を掲載する。

「特定非常災害の発生直後の価額」(相続税・贈与税関係)を求めるときの「調整率」も同時に公開する。

なお、「税のしるべ」本紙では、次週の7月8日号において、それらの内容を掲載する。

近年、自然災害が国内外で多発している。能登半島地震では、水道管や浄化施設等の破損が相次いだ。現在も断水している地域があり、生活再建の大きな妨げになっている。★国土交通省は、水道管の耐震化率を令和10年度末までに60%以上に引き上げる目標を掲げている。つなぎ目にゴム製の部品などが使われている耐震管は、地震があっても柔軟に曲がるため、破断するリスクが少ないという★市町村が運営する水道事業は独立採算制で、水道料金は原則として

利用者からの収入で賄うことになっている。しかし、水道料金だけでは賄えず、地方交付税などから補填している自治体もある。人口減少が進み、自治体の財政状況は厳しさを増しているが、相次ぐ災害に備え、あらゆる方策を講じて予算確保に努めてほしい。(M)

開設期間中の毎週火曜日・金曜日の10時〜12時、13時〜16時で受け付ける。

電話相談の事前申し込みも受け付けている。

事前に相談内容を「事前相談受付フォーム」に記載の上で申し込みをすれば、翌週の受付日時のうち、希望する日に相談員から折り返し連絡するとしている。これにより、よりスムーズに相談に応じることが可能になるとして、日税連では事前申込みを呼び掛けている。

詳しくは日税連のホームページで。

「事前相談受付フォーム」に記載の上で申し込みをすれば、翌週の受付日時のうち、希望する日に相談員から折り返し連絡するとしている。これにより、よりスムーズに相談に応じることが可能になるとして、日税連では事前申込みを呼び掛けている。

詳しくは日税連のホームページで。

ふるさと納税

ポイント付与のサイト通じた寄附禁止

自治体の「手取り」増がねらい

松本剛明総務相は6月25日の閣議後会見で、ふるさと納税の指定基準の見直し等により自治体がポイント等を付与するポータルサイト(仲介)事業者等を通じて寄附を募集することを禁止すると発表した。令和7年10月から適用する。ふるさと納税の仲介サイトの中には、自治体の手配する返礼品とは別に、グループのサイトなどで使えたり、いわゆる「〇〇ペイ」などと交換可能なポイント等を、自社サイトを通じて寄附をした人に付与しているところがある。こうしたポイント等の原資は仲介手数料の形で実質的に自治体が負担しているところがあり、ポイント等の付与がなくなることで手数料が下がり、自治体の「手取り」増につながることを期待されている。

措置を講じるほか、地方産品基準に関して、区域内での工程が製造ではなく企画立案等であるものや区域内で提供される宿泊等の役割につき、自治体内で生じた付加価値や地域との関連性をより重視した形とする基準の見直し等も行う。

ふるさと納税は、その寄附額が4年度実績で9654億円となり、今夏にも発表される5年度の実績は初の1兆円超えとなる計算

きょう11時から路線価図等を公開 国税庁

6年能登半島地震に係る「特定非常災害の発生直後の価額」(相続税・贈与税関係)を求めるときの「調整率」も同時に公開する。

なお、「税のしるべ」本紙では、次週の7月8日号において、それらの内容を掲載する。

近年、自然災害が国内外で多発している。能登半島地震では、水道管や浄化施設等の破損が相次いだ。現在も断水している地域があり、生活再建の大きな妨げになっている。★国土交通省は、水道管の耐震化率を令和10年度末までに60%以上に引き上げる目標を掲げている。つなぎ目にゴム製の部品などが使われている耐震管は、地震があっても柔軟に曲がるため、破断するリスクが少ないという★市町村が運営する水道事業は独立採算制で、水道料金は原則として

利用者からの収入で賄うことになっている。しかし、水道料金だけでは賄えず、地方交付税などから補填している自治体もある。人口減少が進み、自治体の財政状況は厳しさを増しているが、相次ぐ災害に備え、あらゆる方策を講じて予算確保に努めてほしい。(M)

開設期間中の毎週火曜日・金曜日の10時〜12時、13時〜16時で受け付ける。

電話相談の事前申し込みも受け付けている。

事前に相談内容を「事前相談受付フォーム」に記載の上で申し込みをすれば、翌週の受付日時のうち、希望する日に相談員から折り返し連絡するとしている。これにより、よりスムーズに相談に応じることが可能になるとして、日税連では事前申込みを呼び掛けている。

詳しくは日税連のホームページで。

昭和木材株式会社

本社：旭川市2条通23丁目右1号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)31-4785

旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601

住宅事業部：旭川市2条通23丁目
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969

札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
石狩市新港南1丁目〈石狩工場団地内〉
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190

東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557

盛岡営業所：岩手県柴波郡矢野町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666

仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402

青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873

東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916

名古屋支店：名古屋市中区東区藤前3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131

大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334

西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

今までも、これからも。
「生命の未来」のために尽くしたい。
農薬・農業資材・動物薬・畜産用機材の総合商社



代表取締役社長 小田島 隆

本社 / 〒025-0311 花巻市卸町6番地
TEL 0198(26)4151

営業所 / 花巻・大船渡・横手・青森・八戸
古川・山形・酒田・福島・旭川・札幌
帯広・釧路・北海道物流センター
家畜衛生食品検査センター
プレミック工場
卸センター 給油所

「寝具リース」全国に広がる

スケールとネットワークで「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場
「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜雄

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)

仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)

東京支店 東京都大田区矢野一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)

名古屋支店 名古屋市中区熱田区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)

大阪支店 東大阪市南堀根一丁目2-31 ☎06(6745)1861(代)

営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡

本社工場 仙台
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

6年度改正に伴い法基通等を改正

賃上げ税制等の取扱い明らかに

国税庁は6月24日、「法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」を公表した。令和6年度の法人税関係法令等の改正に対応し、同通達等で所要の整備を図ったもの。このうち、租税特別措置法関係通達(法人税編)の改正では、赤字の中小企業にも賃上げインセンティブとなるよう繰越控除制度が設けられた賃上げ促進税制(中小企業向け)で、繰越控除に係る規定の適用に当たっては、同規定の適用を受けて実際に繰越控除を行う事業年度終了の時に中小企業者に該当する必要があるものの、繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時に中小企業者に該当する必要があることなどが示されている。

今回改正されたの(税編)、耐用年数の適(災者等に係る国税関係は、法人税基本通達、用等に関する取扱通 法律の臨時特例に関する措置法関係通達(法人 達、東日本大震災の被災者等に係る法律関係通達(法人

着手件数は9件増の154件

国税庁5年度の査察の概要を公表

国税庁は6月21日、令和5年度の査察の概要を公表した。5年度に査察に着手した件数は、前年度より9件増の154件で、処理(検察庁への告発の可否を判断)した件数は、前年度より12件増の151件だった。脱税総額は、前年度より7億8000万円減の119億8000万円となっている。

告発件数は、前年度より2件減の101件で、処理件数に占める告発件数の割合である4業種は不動産業(18

告発率は、平成18年度以来の高水準だった前年度より7.2%減の66.9%と下がった。告発分の脱税額は、前年度より10億8800万円減の89億3100万円と減少した。

同庁は、「件数や脱税総額は、事件の個性に大きく影響される。適正公平な課税の実現に向け取り組んだ結果、一定の成果を果たせたものと考えている」としている。

告発が多かった上位4業種は不動産業(18

税制面での検討方針等を示す

政府は6月21日、経済成長型経済の実現に向けた取組を示している。このほか、法基通では、組織再編成や暗号資産関連の法令改正に伴う通達の改正などが行われている。

政府は6月21日、経済成長型経済の実現に向けた取組を示している。このほか、法基通では、組織再編成や暗号資産関連の法令改正に伴う通達の改正などが行われている。

賃上げ税制を巡って

賃上げ税制を巡っては、中小企業向けの繰越控除制度の創設のほか、6年度税制改正大綱で給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料および介護職員処遇改善加算その他の役務提供の対価の額が含まれないこととする



銀行の貸金庫を開けると中には現金1億円(東京国税局の隠匿事例)



1人当たりの犯則税額は5800万円、1人当たりの懲役月数は15.6カ月、1人(社)当たりの罰金額は1500万円だった(他の犯罪との併合事件を除いてカウント)。

同庁は5年度、特に消費税法、無申告事

案、国際事案のほか、時流に即した社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案と位置づけ、積極的に調査を実施した。

消費税法では前年度より7件減の27件を告発。消費税の仕入税額控除制度や輸出免税

度より1件増の16件を告発し、そのうち、不正行為はないものの、故意に申告書を提出しないで税を免れた単無申告告発事案は前年度より5件増の11件となっている。国際事案は、前年度より2件減の23件を告発、外国法人を利用した不正事案や、海外に不正資金を隠していた事案などがあつた。

重点事案の告発事例は、次の通り(電子版には、告発事例の概要図を掲載しております)。

【輸出免税制度を悪用した消費税の不正受還付事案(大阪局)】

同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造し、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上を計上することで、不正に消費税など約1600万円の還付を受け、または約1億4800万円の還付を受けようとした。

【社会的波及効果の高い脱税請負人事案(東京局)】

脱税請負人が、脱税のために虚偽の発注書兼業務請負書を作成するなどして架空の業務委託費を支払手数料などとして計上するスキームを節税とうたひ、広く全国から納税者を勧誘し、納税者が当該スキームを利用して法人税及び消費税など約2億2600万円を免れていた。

その電機には、使命がある。

BEMAC

BEMAC 株式会社

今治本社：〒794-8582 愛媛県今治市野間甲 105 番地
TEL 0898-25-8282 FAX 0898-25-3777

東京本社：TEL 03-6550-8211 FAX 03-6550-8212

大阪支社：TEL 06-6476-0611 FAX 06-6476-0631

社会に貢献する 優良企業

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一三三三〇

4年度分会社標本調査

利益計上法人が2年連続増で過去最多

営業収入金額と交際費等は4年ぶりに増加 所得金額も過去最高

国税庁はこのほど、令和4年度分「会社標本調査」を公表した。これは、4年4月1日から5年3月31日までの間に終了した各事業年度について、5年8月末現在で取りまとめたもの。同年度調査におけるサンプルは約2万5千社(母集団数約29万1千社)となっている。4年度分の法人数全体は、前年度比6万1千329社増加(前年度比2.2%)の290万9千847社と10年連続の増加で過去最多だった。4年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度がスタートしたため、4年度分には、グループ通算制度の適用を受けた法人(通算法人)が含まれており、通算法人は1社ごとに集計している。このため、前年度より増加した6万1千329社のうち、約1万社はグループ通算制度がスタートしたことにより増加した。

法人数全体のうち、2434社で、2年連続で増加し、過去最多1517社増加(同3.8%)の113万7千741社で、他方、欠損法人は同77万7千413社で3年連続増加した。なお、

全法人に占める欠損法人割合は、減少に転じた前年度に続き、同0.6%減の61.1%だった。

営業収入金額は、同243兆8千267億円増加(同16.5%)の172兆2千818億円と2年連続の増加で過去最高。このうち利益計上法人については、営業収入金額は、同1兆5千310億7千000円増加(同13.4%)の129兆5千814兆2千443億円で、

営業収入金額、所得金額ともに過去最高となっている。営業収入金額と大幅に増加し、海外の稼働所得が増えていることがうかがえる。

繰越欠損金の当期控除額は、同75億1千700円減少(同7.4%)の9兆3千400億円と減少。繰越欠損金の翌期繰越額は、同1兆9千832億円増加(同2.7%)の75兆5千231億円と増加した。交際費等の支出額は、

所得金額が「最も増加」は卸売業

令和4年度分会社標本調査結果から、業種別に所得金額の増加額を見ると、最も大きいのは「卸売業」で、前年度比835.8億円増加の6兆9千886億円、次いで「サービス業」、「運輸通信公益事業」だった。鉄道会社や航空会社のほかガス会社、電気会社が該当する「運輸通信公益事業」は、前年度は減少額が最も大きかったが増加に転じた。所得金額の増加率が最も高いのは、「出版印刷業」の13.0%、次いで、「繊維工業」の10.1%、「金融保険業」の9.0%だった。

最も高いのは、「鉱業」で33.7%、次いで前年度に増加に転じた「料理飲食旅館業」の30.2%、「農林水産業」の22.4%となっている。

他方、所得金額の減少額が最も大きいのは、「金融保険業」で496.9億円減少の5兆3千86億円、次いで「化学工業」、「建設業」となっている。所得金額の減少率が最も高いのは、「出版印刷業」の13.0%、次いで、「繊維工業」の10.1%、「金融保険業」の9.0%だった。

金融庁が経営改善等の相談窓口を設置

事業再生情報ネットワークの窓口

金融庁は6月21日、コロナ関連の金融機関の資金繰り支援に関する相談を受け付けている「事業再生情報ネットワーク」(6月17日号4面参照)の相談窓口ともなる。

本窓口は寄せられた情報は、金融庁をはじめ、事業者が希望する場合は金融機関や関係省庁等へ還元するなど今後の監督等に活用する。経営改善・事業再生に関する金融庁への相談のうち、民間金融機関に関するものは、電話窓口(TEL0570-

00-0355)、平日の午前10時から午後5時(対面)で受け付けるが、民間金融機関以外の税務署、年金事務所、信用保証協会に関する相談は電話で受け付けておらず、メール窓口で受け付ける。

受付内容の例としては、「金融機関による支援のもとで経営改善・事業再生に取り組んでいるが、公租公課税金・社会保険料の猶予・分割納付に向けて、金融庁からも金融機関の支援状況等を伝達してほしい」といった文書が示されている。

なお、本窓口は、金融機関からの支援が確認できた事業者(1再生可能性のある事業者とみなす)のみ、関係省庁・公共機関へ情報提供を行う。このため、情報提供シートの提出後、記載のあった支援を受けている金融機関と情報提供シート

所(日本年金機構)、電話窓口(TEL0570-

00-0355)、平日の午前10時から午後5時(対面)で受け付けるが、民間金融機関以外の税務署、年金事務所、信用保証協会に関する相談は電話で受け付けておらず、メール窓口で受け付ける。

受付内容の例としては、「金融機関による支援のもとで経営改善・事業再生に取り組んでいるが、公租公課税金・社会保険料の猶予・分割納付に向けて、金融庁からも金融機関の支援状況等を伝達してほしい」といった文書が示されている。

なお、本窓口は、金融機関からの支援が確認できた事業者(1再生可能性のある事業者とみなす)のみ、関係省庁・公共機関へ情報提供を行う。このため、情報提供シートの提出後、記載のあった支援を受けている金融機関と情報提供シート

受付内容の例としては、「金融機関による支援のもとで経営改善・事業再生に取り組んでいるが、公租公課税金・社会保険料の猶予・分割納付に向けて、金融庁からも金融機関の支援状況等を伝達してほしい」といった文書が示されている。

受付内容の例としては、「金融機関による支援のもとで経営改善・事業再生に取り組んでいるが、公租公課税金・社会保険料の猶予・分割納付に向けて、金融庁からも金融機関の支援状況等を伝達してほしい」といった文書が示されている。

受付内容の例としては、「金融機関による支援のもとで経営改善・事業再生に取り組んでいるが、公租公課税金・社会保険料の猶予・分割納付に向けて、金融庁からも金融機関の支援状況等を伝達してほしい」といった文書が示されている。

受付内容の例としては、「金融機関による支援のもとで経営改善・事業再生に取り組んでいるが、公租公課税金・社会保険料の猶予・分割納付に向けて、金融庁からも金融機関の支援状況等を伝達してほしい」といった文書が示されている。

受付内容の例としては、「金融機関による支援のもとで経営改善・事業再生に取り組んでいるが、公租公課税金・社会保険料の猶予・分割納付に向けて、金融庁からも金融機関の支援状況等を伝達してほしい」といった文書が示されている。

受付内容の例としては、「金融機関による支援のもとで経営改善・事業再生に取り組んでいるが、公租公課税金・社会保険料の猶予・分割納付に向けて、金融庁からも金融機関の支援状況等を伝達してほしい」といった文書が示されている。



全国免税店協会(阿部英行会長)は6月19日、東京都千代田区の御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンターで第40回通常総会を開催した。

全免協が総会を開催

観光庁観光戦略課の津田課長補佐が講演

業者への適正な免税手続の啓蒙活動のさらなる推進、ガイドラインの発行・改訂など、より多くの免税店で免税制度が適正に運用されるよう周知活動の実施、「令和7年度税制改正要望」の関係各省庁への提言活動の推進、持ち出し確認型免税制度の導入に向けた説明会の開催等の周知活動の実施などを盛り込んだ2024年度事業計画案および収支予算案などを審議し、全議案を承認した。なお、今年度の消費税免税講習会を年度中に開催する予定としている。

総会終了後は、特別講演を行い、観光庁観光戦略課の津田裕亮課長補佐が、「最新の観光行政について」をテーマに講演を行った。写真。

パスワード of AWES Clean

(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil

イクイップメントのサポート商社

昭栄

株式会社

●本社 〒541-0059
大阪市中央区博労町2丁目3番1号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947

●本店営業部 〒577-0815
東大阪市金物町6番10号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333

●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石

N.P.S

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業358年 京都・老舗の総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」・「お歳暮」・「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。 ※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら →

カメラでQRコードを読み取ってください。

パソコンはこちら [ネット予約](#) 検索

さとうグループ 本部/京都府福知山市東野町1番地 ☎0773(27)0100代 <https://www.sato-kyoto.com/>

続 傍流の正論 税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣 1

令和4年4月から同5年9月にわたって、本紙において「傍流の正論」税歴60年の教を連載させていただき、同連載の終了をもって書籍まで出版させていただいた。この書は、いわば自伝的なところもあり、税相についての種々の経験を通して、そのあり方を率直に述べさせていただいた。お読みいただいた方から、筆者にとって「胸が熱くなるような」感想をいただき、誠にありがたいことと感謝している次第である。その感謝を言葉に代えるために、また、「正論」の再開を期待している旨のお言葉をありがたく思い、再び連載を始めることにした。

再開に当たっては、前回とはやや趣を変えて、税歴60余年の経験を踏まえて、税相に関して、主として、トピックなテーマと理論と実務の対比等について、その論点と方向性について率直に論じることとする。この場合、「世相を斬る」という言葉があるが、それに倣い、「税相を斬る」思いで、税相をめぐる種々の問題点について所見を述べることにする。

教科書的には、税とは、「国家及び地方団体が国民に各種の公共サービスを提供するために必要な資金の調達を目的として、直接の反対給付なしに強制的に私人の手から国家・地方団体の手に移される富の呼称」である。この公共サービスは、一つは国防、警察、裁判、公共事業等のように、自由主義経済の下で、国家の固有の任務と考えられるサービスがあり、二つは、民間のサービスと競合する面もあるが、公共性が強い公教育、公営住宅の建設、医療等の福祉的サービスがある。

このような公共サービスの提供には多大な財源を必要とするが、その大部分が租税によって賄われることになる。

この租税は、前述のように、国民の負担によることになるが、国民としては、公共サービスとそれを賄う租税の重要性を認識しながらも、

租税の負担の重さに(痛痒に)不満を持つことになる。そのため、租税の負担については、国民を納得させるための合理的なルールが必要になる。

そのため、憲法84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定め、租税法主義を宣明している。この租税法主義の下では、国民の租税負担は、国民の代表である国会議員等が定めた法律によって決定されるものであるから、いわば国民の合意によって決定されることになる。

また、「重きを憂えず、等しからざるを憂う」と言われる如く、国民の切なる願いは、租税負担は平等であってほしいということである。そのため、憲法14条は「法の下の平等」を宣明し、租税の立法・執行の段階において、租税平等原則が最も重視されている。

「正論」の再開に当たって

このように租税の法制度等は整えられているのであるが、国民が租税に満足しているわけではない。思うに、租税に関する法律は、それが不十分であれば、その不足しているところに不満が生じ、法律を増やせばそれに対応して不満が生じるといふ厄介な存在でもある。それは、租税及び租税法が有する宿命から生じる問題でもある。

それらの問題が生じる最大の問題は、「租税が公共サービス提供の財源である」とはいえ、個々の国民にとって、その公共サービスから受ける受益と負担するサービスとがバランスしていない。あるいは、両者の間に直接的対価性がないからにはかならない。そして、このような両者の関係は、永遠に続くことにもなる。しかし、それでもなお、公共サービスと租税とは、国家(社会)制度において、不可欠な存在でもある。よって、個々の国民にとって租税の負担が不満であるにしても、それを少しでも和らげる施策なり、知恵が必要であるものと考えられる。

そこで、本稿では、冒頭で述べた種々の問題について、筆者の長年の経験に照らし、それぞれの論点及びその方向性について分かりやすくコラム風に論じることとする。そのことが、読者の租税(法)に関する考え方を豊かにすることに資すれば、望外の喜びでもある。

可能性があることも忘れてはなりません。いずれ対応をしなくてはならないのならば、例えば次のような利点を追求するために、業務体制の改善を検討してみるのも重要と考えられます。

業務効率化	紙ベースの帳票類がデータ化・ペーパーレス化されることで、その情報の集計と伝達のスピードが確実に上がる。
情報の共有	データを共有のサーバやクラウドに保存することで、複数人数での作業や閲覧、管理が可能となり、情報管理の一極集中が防げる。
コストの削減	ペーパーレス化が進むため事務消耗品等の利用が減り、また郵送料等の通信コストや保管場所等の費用も軽減されることが見込める。
人的負担の削減	上記のような効率化が図られることで、本来補助的業務に該当する経理事務の人的負担を抑え、より生産的なコア業務に人員を向けられる。

とはいえ、システムや機器等の導入について初期費用がかかることや、業務を移行させる間に生じる事務負担増などのデメリットもありますし、不足あるいは過剰となるシステム導入で、却ってシームレスな業務進行を妨げるといったリスクも考えられます。

そこで、会計から税務全般に至るまで滞りのない体制が整えられ、かつ不要な設備投資とならないようにするために、必要とされるであろうデジタル化の技術や制度について、クラウドサービスの現状、最近の会計システムの能力、電子帳簿保存法の改正内容と対応、インボイスの管理、税務行政のデジタル化などを踏まえて、今後本稿で取り上げていきたいと思えます。

近年の会計・税務のデジタル化の必要性

業務体制の改善を検討することが重要

会計・税務のデジタル対応 最近の動向を踏まえて

税理士 若林 俊之



令和6年度の与党税制改正大綱の『基本的な考え方』のなかで、「経済社会のデジタル化に伴い、事業経営や取引・財務に関する情報処理、決済の分野でもデジタル化が急速に進展しており、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、税務手続のデジタル化を推進していく必要がある」とする意向が示されており、また、個人所得課税のあり方のなかでも、会計ソフトを活用した小規模事業者の記帳水準の向上も求めています。

さらに、同税制改正大綱の「検討事項」においても、取引に係るやり取りから会計・税務までデジタルデータで処理することについて言及されており、近年急速にデジタル対応が要求されていることがうかがえます。

実際、経済取引自体のデジタル化やキャッシュレス化、急増したテレワークやWEB会議、電子帳簿保存法の改正による電子取引のデジタル保存の義務化、あるいはインボイス制度による帳票の詳細な情報管理などに対応しなくてはならないため、このような施策が講じられるのは当然といえるかもしれません。

ですが、こうした変化を義務的・受動的に捉えるだけでなく、そのデジタル化等が事業者にとって大きなメリットをもたらす

宝食品株式会社

〒761-4493
香川県小豆郡小豆島町苗羽甲2226-15
E-mail: info@takara-s.co.jp

TEL (0879) 82-2233(代)
FAX (0879) 82-4635

物流コンシェルジュ
見つカル倉庫

倉庫・トラック・物流サービスが見つカル、日本全国とつながる、だからたすカル!

見つカル倉庫 検索

物流を超えて、心をつなぐ

西濃運輸

裁決事例集

200

裁決のポイント

原処分庁が請求人に行った各更正処分に係る各更正通知書に添付された各別表から算出される金額と、各更正通知書に記載された金額が不一致である場合の理由の提示に不備があり、違法とした事例。

審査請求人が、消費税等相当額の還付を受けるための確定申告をしたところ、原処分庁が、取引の一部は請求人が行ったものとは認められないから、取引に係る仕入金額は、請求人の課税仕入れに係る支払対価の額とは認められないなどとして消費税等の更正処分をしたことに対し、請求人が、当該更正処分には理由の提示に不備があるなどとして、当該更正処分の全部取消しを求めた。国税不服審判所は、各更正通知書が具体的に更正の根拠を明示したものと評価することができないうし、全部を取り消した(公表裁決、令和5年12月15日付)。

事案の概要

請求人は、衣料品、アクセサリ、幼児・子供用品等の販売及び輸出入を目的として設立された法人である。

請求人は、各確定申告書を法定申告期限までに提出した。

なお、請求人は、確定申告書を提出する際、中国に在住する中国人顧客から商品の注文を受け、ネット上のショッピングサイトなどで商品を販売する日本国内の複数事業者(各国内販売事業者)から商品を仕入れたとして、仕入の対価を課税仕入れに係る支払対価の額に含めていた。

請求人が商品を仕入れたとする①商品と引換えに宅配業者に現金で代金を支払う方法による取引(本件各宅配取引)、

各更正通知書に判断過程を検証し得る更正の理由の提示に不備があり違法

編集部編

②商品と引換えにE社に現金で代金を支払う方法による取引(本件各E取引)、
③請求人名義又は請求人の代表者名義のクレジットカードを使用して代金を支払う方法による取引(本件各クレジットカード取引)、及び④Fギフトカード(F社及びその関連会社が提供するショッピングサイトで使用できるギフトカード)を使用して代金を支払う方法による取引(「本件各ギフトカード取引」といい、本件各クレジットカード取引と併せて「本件各カード取引」という)がある。

原処分庁は、請求人に対し、原処分庁所属の調査担当職員の調査に基づき、本件各宅配取引については、請求人は本件各国内販売事業者との売買契約に係る当事者ではなく、請求人による仕入れの事実が認められないから請求人の課税仕入れに係る支払対価の額とは認められないとして、本件各E取引については、消費税法第30条第7項に規定する帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当するから仕入税額控除の適用は認められないとし、本件各カード取引については、消費税法第30条第7項に規定する帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当するから仕入税額控除の適用は認められないとし、また、控除の適用は認められないとして、また、仕入れの二重計上や知人の立替金の支払は、請求人の課税仕入れに係る支払対価の額とは認められないとして、本件各課税期間の消費税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

なお、各更正通知書に添付された各別表から算出される控除対象仕入税額の減少額及び本件各更正通知書に記載された控除対象仕入税額の減少額は一致しない。請求人は、再調査決定を経た後の本件各更正処分不服があるとして、審査請求をした。

争点は、各更正処分の理由の提示に不備があるか否か。

原処分庁の主張

各更正通知書に記載された処分の理由には不利益処分の根幹部分をなす事実関係が明示されており、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという行政手続法第14条△不利益処分の理由の提示▽第1項本文の法の趣旨に反するものではないから、各更正処分の理由の提示に不備はない。

請求人の主張

各更正通知書には、調査担当職員の要請に応じて提示した請求書等に係る課税仕入れについて、仕入税額控除が認められているのか否かの記載が一切ない。そのため、どの取引に係る仕入税額控除が否認され、認められたのかが分からず、納税すべき税額の算出もできない。したがって、各更正処分における理由の提示は不備がある。

審判所の判断

各更正通知書に添付された各別表に記載された金額から算出される控除対象仕入税額の減少額と当該各更正通知書に記載された控除対象仕入税額の減少額とは一致しておらず(本件不一致)、本件不一致は当該各別表の一部の取引について原処分庁が求人の仕入税額控除の対象と認めた金額(本件差額)があるために生じたものであるところ、当該各更正通知書に、本件差額に係る記載がないことにより、各別表を含む各更正通知書の記載だけでは、請求人において本件差額の存在を認識することができず、また、当該各別表に記載のどの部分が課税仕入れとして認められなかったのか判断することができない。

そうすると、当該各更正通知書は、各更正処分の全体について、原処分庁の判断過程を逐一検証し得る程度の更正の理由の記載があるとは認められず、原処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という趣旨目的を充足する程度に具体的に更正の根拠を明示したものと評価することはできないから、各更正処分は、その理由の提示に不備があり、違法である。

注目の二冊

図解 法人税

(令和6年版)

馬場 光徳 編

法人税に関する法令・通達が規定する内容は、極めて広範囲に及ぶと同時にきめ細かく定められているため非常にボリュームがあり、かつ難解であるといわれている。

本書は、そのような法人税に関する基本的事項を図表やフローチャートを多用して体系的に解説。

具体的には、「法人税の基礎事項」から始まり、「資産の税務」「費用の税務」「完全支配関係がある法人の間の取引の損益」「圧縮記帳等」「引当金、準備金」「企業組織再編税制」「公益法人の税務」「税額計算、申告、納付」「消費税等の取扱い」「電子帳簿等保存制度」「グループ通算制度」など全21章で構成。

今回の改訂に当たっては、買上げ促進税制、交際費等の損金不算入制度及び中小企業事業再編投資損失準備金制度等の見直し並びに特許権等の譲渡による所得の課税の特例(イノベーションボックス税制)や戦略分野国内生産促進税制の創設等といった令和6年度税制改正を織り込み、更に内容を充実させた一冊となっている。

B5判、908ページ。定価3740円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL.03-3829-1411、FAX.03-3829-4001)。



北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1

TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食品品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

HSK

ホクト商事株式会社

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 本社 | 〒450-0003 | 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号
TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777 |
| 中部事業部 | 〒455-0032 | 名古屋市港区入船1丁目3番15号
TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255 |
| 関西事業部 | 〒563-0035 | 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号
TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417 |
| 関東事業部 | 〒177-0041 | 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号
TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071 |
| 北陸事業部 | 〒925-0125 | 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地
TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011 |
| 九州事業部 | 〒818-0101 | 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号
TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031 |
| 横浜事業部 | 〒253-0105 | 神奈川県高座郡寒川町岡田三丁目4番2号
TEL.0467-73-7504(代) FAX.0467-73-7564 |

業務委託をする事業者が知っておくべき

フリーランス保護法

■編集部編 1

個人で働くフリーランスを保護する「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が令和6年11月1日に施行されます(本連載ではフリーランス保護法といいます)。

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、フリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、取引条件の明示や期日における報酬の支払いなどを義務付けるものです。対象となる発注事業者は、フリーランスに業務委託をする事業者で、従業員を使用するものとなっております、下請法のように資本金区

多様なものとなっています。

一方で、令和3年の同調査によると、フリーランスの約4割が報酬の不払い、支払遅延などのトラブルを経験し、また、フリーランスの約4割が記載の不十分な発注書しか受け取っていないか、そもそも発注書を受領していないという実態が明らかになっています。

このような問題が生じている要因としては、個人として業務委託を受けているフリーランスと、組織として事業を行っている発注事業者の間には、交渉力や情報収集力の格差が生じやすいことが挙げられます。

例えば、フリーランスは、時

中小企業等も規制の対象に

分の設定はありませんので、中小企業や小規模事業者も対象となります。下請法では守られる側の中小企業等も、フリーランス保護法では、規制を守る側になります。

本連載では、フリーランスに業務委託をする事業者が知っておくべき内容を中心に紹介します。

法律制定の経緯と趣旨等

フリーランスとは、一般的には、企業などに所属せず、個人単位で事業を行う人という意味で用いられています。近年、働き方の多様化が進み、令和2年に内閣官房が実施した調査では、462万人がフリーランスとして働いていると試算されています。業種や業態は、営業、講師・インストラクター、建設・現場作業、デザイン・コンテンツ制作、配送・配達など、多種

間や労力などの制約から事業規模が小さく、取引先の数も限られているため、新しい取引先を見つけることが簡単ではなく、特定の取引先に依存することになりやすいという特性があると考えられます。

また、業務委託という取引形態は、発注事業者の指定した業務が完了するまで報酬が支払われないことが多いという事情もあり、フリーランスは、発注事業者から仕事を受ける場合、報酬額等の取引条件を決定する場面等で、弱い立場に置かれやすい特性もあると考えられます。

そこで、発注事業者とフリーランスとの業務委託取引について、業種横断的に共通する最低限のルールを設けるため、フリーランスに係る①取引の適正化と②就業環境の整備を図ることを目的に、フリーランス保護法が制定されました。

税の書物をひも解く

■青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

学校の勉強は大概面白くないし、読書感想文は、本嫌いを助長するだけだろう。そのような意見もある。基本的には共感するが、一方で異なる経験がある。国語や日本史の授業に登場する古典や文学、評論などの著者名と書名を目にするたび、「この本の原文を読みたい」という衝動にかられた。学校では全体を広く浅く知ることが「試験」の得点に直結する。だから教科書に登場する本の一つひとつを読む時間はない。であれば、大人になって学校から開放されたら、思う存分に教科書に

租税法判例六法

中里実、増井良啓、淵圭吾 編

有斐閣

条文に関連する判例情報まで得られる「最高の学習教材」

人に読んで欲しい本を取り上げるわけでもない。自分にとって役立つ、わくわくし続けてきた「税の書物」1冊をお題にしたエッセイである。2011年から法科大学院で「租税法」の授業を受け持った。当時は実務家、弁護士として、それほど多くない租税法の選択者に、司法試験に合格するための考え方を講義した。講義といっても、数人の受講生

追う人は、多いように観察される。が、税法の条文を読みながら、その意味を自発的に考えたり、条文を読んでから関連する判例に想いを馳せたりする人は、少ないと想像する。ハンディなサイズで基本となる所得税法、法人税法、相続税法、消費税法の条文が載っている程度の「薄い六法」だと見下しては、もったいない。そばに置いて親指一本でパラパラめくることができ、条文に関連する判例情報まで得られる「最高の学習教材」は、ほかにないだろう。課税の根拠は「税法」にしかあり得ない。その前提をわかっているが、条文を解説した本や文献や通達の方しかみていないならば、何かの重要な見落としが生じるだろう。その見落としによって、税金の額が変わるとなれば、少なくとも基本税法については、紙に書かれた条文に触れる日常があつてよいと思う。

でできた本を読もう。それが密かな夢であり、目標になっていた。こうして面白いとは思えない学校の勉強を続けた。大人の考えるテーマや答えがありそうな「課題図書」を読まされ、感想文の作成を求められるのは、ちょっと苦痛だった。この連載は「書評」ではないし、苦手な「読書感想文」でもない。他

が相手で、順番にどんどんあつて受講生は、1回の授業で「租税法判例六法」を何度も開けさせられ、条文を朗読させられることになる。読んでもらった条文のなかに登場した文言の意味を、さらに問う。その条文から読み取れる要件も聞く。納税義務の成立要件である課税要件は、税法に明確に定められている。

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、法人税の申告における令和4事務年度末現在の法人数になります。

答え= 万件

予想難易度: 8

9	3	7		1
6		9		4
		1	3	
		8	B	C
2	4	7	5	6
A			7	
	4	5		
5		8		2
3		2	1	6

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 7月8日(月)

前回の答え 億円

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913



道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23 tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

税務関係団体が全国各地で総会を開催

東京局納連

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会(近藤忠夫会長)はこのほど、東京都内の上野精養軒で総会を開いた。来賓には、東京国税局の富山一成局長らが招かれた。

富山局長は祝辞の中で、同会のキャッシュレス納付の利用拡大についての活動などに謝意を表した。

令和6年度の事業計画では、キャッシュレス納付は社会全体のデジタル化を通じて、国民や企業の利便性を図る有意義な施策である

長野優法会

長野市内のホテル国際21で第32回通常総会を開催した。総会には、田中達也署長をはじめとする長野税務署の幹部など多数の来賓が出席した。

塚田会長のあいさつに続いて議事に入り、令和6年度事業計画案、収支予算案などすべての議案を承認。また、各納連等の役員は、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて、自ら率先して取り組むことも承認した。

長野優法会

長野優法会(塚田裕一会長)は6月24日、



塚田会長のあいさつに続いて議事に入り、令和6年度事業計画案、収支予算案などすべての議案を承認。また、各納連等の役員は、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて、自ら率先して取り組むことも承認した。

設立20周年で記念事業

納税協会 大阪市内ブロック青連協

納税協会・大阪市内ブロック青年部会連絡協議会(野村武司会長)は6月6日、ホテル阪急インターナショナルで、「設立20周年記念事業を開催した」写真。会長らが出席した。

当日は役員や会員、来賓として大阪国税局総務部の普沼哲夫部長、納税協会連合会の尾崎裕会長、大阪市内の税務署長と納税協会の役員らが出席した。



第1部の記念式典では、野村会長のあいさつ後、功績者感謝状贈呈が行われ、同協議会の第10代目以降の歴代会長に対して野村会長から感謝状が贈呈された。第2部は、同協

博多法人会

福岡・公益社団法人博多法人会(印正哉会長)は6月5日、福岡市で第12回定時総会を開催した。役員や会員、来賓として博多税務署の田尻寿人署長ら幹部が出席した。

印正会長のあいさつの後、令和6年度事業計画として▽税知識の普及と納税意識の高揚▽適正・公平な税務実現のための的確な提言▽税務行政DXの推進協



最後は参加者全員で「熱男くっ」と声を上げながら熱男ポーズをした。

70周年記念式典

デジタル化も宣言

福岡・一般社団法人小倉青色申告会(梅原祐治会長)は6月19日、北九州市小倉北区のJR九州ステーションホテル小倉で創立70周年記念式典を開催した。

役員や会員、来賓として福岡国税局の岸本明課税第1部長や岡田達也個人課税課長、小倉税務署の小嶋理江署長、九州北部税理士会長の末吉勇副会長、友誼団体の代表らが出席した。式典では、梅原会長

議事作成の租税教育動画「ゼイとタックス」を披露。すごろくゲームを楽しみながら、税とのかかわりを疑似体験できる内容で、小学校高学年向けの租税教育動画となっている。

第3部のパネルディスカッションでは、「仲間とともに未来のカナチ」をテーマに、次代を担う児童・生徒らに対する租税教育活動や異業種交流と地域への貢献など、青年部会が目指すべき姿などを議論した。

力などを報告した。総会後には、元プロ野球選手でソフトバンクや巨人などで活躍した松田宣浩氏が「熱男のことば」のテーマで講演を行った。

大森法人会

東京・公益社団法人大森法人会(齊藤政二会長)はこのほど、都内の明峰会館で通常総会を開いた。来賓には、大森税務署の遠藤昌久署長らが招かれた。

齊藤会長は冒頭、「社会のIT化に合わせ、e-Tax、e-LTAの普及に努めていきます」などあいさつした。

講演会では、大森署の遠藤署長が「税務行政の将来像の実現に向けて」と題して、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」税務行政の将来像長らが招かれた。

宮坂署長が講演

札幌中法人会 青年部会

公益社団法人札幌中法人会青年部会(仙場友朗部会長)は6月3日、大同生命ビルで札幌中税務署の宮坂博人署長を講師に招き、「プロスポーツ選手の税」と題した講演会を開催した。写真。

この後、70年のあゆみを懐かしい写真のスクリーンで紹介。次いで「一般社団法人小倉青色申告会デジタル化宣言2024」を振り返るとともに、税務手続きのデジタル化推進に触れながら「新しく再スタートする記

宮坂署長は冒頭、「プロスポーツ選手は基本的に個人事業主で、自ら確定申告を

あり、自ら確定申告を行っているが、相撲力士は番付によっては給与収入を得ており、さらには番付手当や懸賞金などがある。どのよ

から事業者のデジタル化などを説明、e-Taxの法人税申告は90%を超えているものの、さらなる向上を目的と語った。

川崎南法人会

公益社団法人川崎南法人会(鈴木楨二郎会長)はこのほど、川崎日航ホテルで講演会と総会を開いた。来賓には、川崎南税務署の田中健二署長らが招かれた。

講演会の講師には、

指したいと語った。写真。

蒲田法人会

東京・公益社団法人 蒲田法人会(伴良二会長)

東京・公益社団法人蒲田法人会(伴良二会長)はこのほど、羽田ギャラクシーホールで総会・特別講演会を開いた。来賓には、蒲田税務署の小澤涼子副署長らが招かれた。

伴会長は冒頭、「現

の会員数は2717社、今年度は2800社を目指して会員増強を行っていききたい」などとあいさつした。

特別講演会の講師には、元外務事務次官で大阪大学特任教授の藪中三十二氏が招かれた。藪中氏は「漂流するグローバル社会と日本の針路」と題して、

面白い歴史の講演会」と題して、7月から新札に登場する渋沢栄一らの生い立ちから生きざまを様々な角度からスポットを当てて解説した。写真。

熊本中央青申会

熊本市で第13回通常総会を開催した。役員や会員、来賓として熊本東税務署の勝木弘文署長ら幹部が出席した。

深川会長は「写真」のあいさつ後、令和5年分早期確定申告e-Tax提出者への記念品贈呈が行われた。続

日本がこれまで取ってきた行動には意味がある」と語り、その一つひとつの意義を解説した。写真。

熊本青申連

熊本県青色申告会連合会(木之田紀子会長)

熊本県青色申告会連合会(木之田紀子会長)は6月5日、熊本市で令和6年度通常総会を開催した。写真。県下各単位の役員、来賓として熊本国税局の金子郁義課長や原田周一個人課税課長、熊本西税務署の土

肥浩一署長、友誼団体の代表らが出席した。木之田会長のあいさ

に続き、令和6年度事業計画として①組織運営の強化では青色申告制度の普及拡大、関係省庁や各種団体との連携による会勢拡大の推進、②指導相談活動の充実でe-Taxの普及とe-Taxおよびキャッシュレス納付の利用拡大などを承認した。

総会では鈴木会長が、小学生を対象とした租税教室、救命救急講習会などの事業計画について、理解と協力を呼び掛けた。